

# 令和2年度 第2回瀬戸市環境審議会 次第

日時：令和2年9月25日（金） 午後2時00分～

会場：瀬戸市文化センター 31会議室

## 1 開会

あいさつ

## 2 議事

(1) 第1回審議会における主な意見……………資料1

(2) 計画内容について……………資料2

1) 計画理念と基本方針について

2) 施策の展開について

3) 重点環境施策について

(3) その他

## 3 その他

今後のスケジュールについて……………資料3

## 4 閉会

### 配布資料

次第、名簿、討議ポイント

資料1 第1回審議会における主な意見

資料2 計画書（案）

資料3 策定スケジュール（案）

## 令和2年度 第2回瀬戸市環境審議会議事録

開催日時：令和2年9月25日（金）午後2時00分から午後4時00分

開催場所：瀬戸市文化センター 31会議室

出席者：10名

事務局：山内環境課長、長江課長補佐、上四元環境保全係長、水野主事

### 議事結果

#### 1 議事

##### (1) 第1回審議会における主な意見

資料1に基づき、第1回審議会における主な意見と対応内容について説明した。  
意見等は特になかった。

##### (2) 計画内容について

資料2に基づき、計画内容を全般的に説明し、審議した

#### 【意見等】

##### (第1章について)

委員：P6、「(2) 生物多様性保全に向けたすそ野の拡大」とあるが、「すそ野」とは何か具体的にわかりにくい。補足説明をいれたほうがよいのではないか。

委員：P7、「(5) 市民・事業者への普及啓発の充実」とあるが、今のレベルは「普及啓発」ではなく、パートナーシップとして市民・事業者が主体となる取り組み、市との協働ということではないか。

委員：P2、関連計画のうち「地域公共交通総合連携計画」は古いと思われるので、各課にも協力してもらって時点チェックをしてほしい。

P4、「環境の範囲」は違和感があり、ここは環境対策の話で書いているのか、どういう意味で捉えて設定したのか分からない。以前は自然環境、都市環境など地域的な視点から整理されていて分かりやすかったが、今回は、「くらし」「ひとびと」となっており、もう少し整理したほうがよい。

P5、計画の視点については、瀬戸市ならではの特徴が薄いのではないか。

(6) に一部あるが、発信だけの内容であり、それだけでなく自然を守るとか、もう少し考えてほしい。

事前送付された資料から、さらに修正された場合には、会議の前に該当箇所などを説明してほしい。

事務局：「環境の範囲」については、ご意見を踏まえ再検討する。「すそ野」につい

ては、瀬戸市の環境クラブの方が中心となって取り組んでいただいているが、こうした活動を少しずつ市民全体に広げていくイメージである。「普及啓発」についても、言葉を整理させていただきたい。「瀬戸らしさ」については、前回もご意見いただいたが、海上の森などシンボリックなものだけでなく、市民が気がついていない身近な自然なども発信していくという趣旨である。書きぶりについては精査させていただきたい。

会長：「すそ野」は今の話だと市民を増やしたいという趣旨のようだが、中身的には貴重な動植物だけでなく、生態系を構成している身近な自然、緑なども拡大するという趣旨もあると思われる。

事務局：愛知県で生態系ネットワークという事業があり、瀬戸では2つのブロックに参加している。このような取り組みにも力を入れて、すそ野を広げていきたい。

(第2章について)

委員：P18、ここは第二次計画の成果と課題が書かれているが、成果についてももっと詳しく書いてほしい。一つは、特定地区が設定されたことは素晴らしいことで、その結果、蛇ヶ洞川の環境がどうなったか、オオサンショウウオは生息しているのかなどアウトカムを記載してはどうか。パートナーシップも進んだところと後退したところがあり、このあたりも書いてはどうか。太陽光発電も深刻な状況で、特に森林を伐採して設置していることが大きな問題になっている。その点で、市条例は事業者に対して厳しく先進的であり、その成果、実績、結果など、また、条例施行前の計画がどうなったかなども知りたい。

委員：P12、廃棄物処理の状況においては、資源化率の減少が課題であり、施策には上げられているが、重点環境施策からは外れている。内容的な流れとしてマッチしていないのではないかと。

会長：これは一つの例としてあげていただいたが、高田委員の意見書にあるように現状、課題、施策の流れが整っていないということであろうか。

委員：構成として、環境の範囲がまずあって、この現状があって、こうなったという流れではないか。しかし、環境の範囲が突然抽出され、そことも少しずれた課題となっており、内容が入ってこない。環境の範囲と照らし合わせて、よいもの、悪いものを明確に示したほうがよい。その際に、アンケートで自然とのふれあいの比率が下がっているが、こういうものは課題に掲げてほしい。また、アンケートでは「都市・快適環境」「生活環境」満足度となっており、第2次計画を引きずっているのか、何を対象とした満足度なのかかわからない。全体的に、流れをロジックとして分かりやすくしてほしい。

委員：何でこれが出てきたのかが、説明を聞いて初めて分かる状況である。これで

は市民に伝わらないと思われ、分かってもらおう努力をしていくべきではないか。

委員：どうしてこの課題が導き出されたか、もう少し分かりやすく書いてほしい。例えば、大学との連携が随所に出てくるが、何故そうなのか、何を求めているのか背景が書かれているとよい。環境課題については、大きく8つの内容が書かれているが、少し分類してみると理解しやすいのではないか。

委員：今までここまでできた、こうだから課題はこうなどと、市民に分かってもらえないと意味がないので、分かるものを作ってほしい。

会長：概ね共通の指摘のように思えるが、第二次計画で達成できたこと、できなかったこと、第二次の際に想定されなかったこと、だから第三次はこうするんだという書きぶりとなるよう検討してほしい。

#### （第3章について）

委員：先ほどの「環境の範囲」と、基本方針を合わせなくてよいのではないか。「環境の範囲」は客観的に分析、課題を整理し、その結果を受けてこういうものに着目して基本方針を立てた、その着目の視点が「計画の視点」になるのではないか。

委員：P20、基本方針は、どういう事業を実施するか見えてこないもので、具体的な施策を少し上げたらどうか。

委員：具体的なものがみえるように、みなさんに分かってもらえるようになるとうい。

会長：計画理念を分解すると、「豊かな自然」、「安全で快適な暮らし」、「つなぐ」となり、将来の目標は「環境創造都市」となる。これが基本方針に繋がっていると理解しているが、表現等は工夫してほしい。

#### （第4章について）

会長：かつては細かい事業や施策を書き込んで分厚い計画になっていたが、最近はわかりやすさ、伝えやすさに重点を置き、大事な考え方を示すという方向となってきた。今回、どのような思いで作成したか、事務局の考えを聞きたい。

事務局：概ね大事な考え方を示す方向としているが、細かく記載している部分は思いが強いところなど、書きぶりに不統一感があるのも認識しており、今後精査していきたい。

委員：P29、3-3-1に小中学校の記述があり、P33の重点施策にも項目がある。本来だと、だんだん内容が深まっていくものだが、ここは同じような表現が記載されているだけである。後段のほうは、具体的に取り組む内容が分かる作り

だとよい。

委員：例えば、2-1 の公害の項目は重点施策に入っていない。抽出することはよいが、その抽出の考え方が分からないので、精査してほしい。

P22、環境指標をどうするか、例えば P22 で森林面積が挙げられているが、河川水質なども必要ではないか。P24 も、なぜ農地面積だけなのか、エコツアーリズムなども実施しており、訪れる人数などあってもよいのではないか。そう考えると、各枝番毎の一つずつあったほうがよいのではないか。他にも、P25 では苦情件数を入れてはどうか。P29、環境基本計画の認知度だけではダメで、自然に対する意識が高まった、環境活動への参加者など、もう少し検討してほしい。

委員：P22、森林面積は「6,300ha」でなく、端数が大事なので正確な数値を入れて欲しい。「保護された森林の面積」とは、どのような定義か。

事務局：自然公園法の特別地域、県条例など法適用で指定された面積に、今回の特定地区で指定した面積を加えたものである。

委員：そうなるはずしも保護されているわけでないので、保護、保全を分けて指標にするなど検討したほうがよい。

会長：そもそも環境指標の意味合いが分からないと、小項目毎に必要なのかどうかの検討ができない。ここでは、計画を進行管理するために、全ての指標だと追い切れないので、代表的なものを上げているということでしょうか。

事務局：年次報告書に上げるもの全てということではなく、計画スケジュールを管理するための指標として考えている。事務局としては、(1-1-1ではなく)1-1のレベルで管理していく考えである。

委員：今後の年次報告書は、ここに載っているものだけに絞るということか。

事務局：そうではなく、これまでのものも引き続き管理していく。

委員：年次報告書にはたくさんの指標があるので、絞ることは賛成である。ただし、掲げているものが適切なのかということである。例えば、BOD などいろいろ調査をしているので、水に関して一つくらいは掲げた方がよいのではないかと、ということである。

会長：P23 も「生物多様性の保全」に対して認知度一つだけであり、これが本当に適切だと検討された上で設定されたのか。P24 も「自然とのふれあいの推進」に対して、農地の総面積になっており、ちょっと違うのではないか。P29 も「普及啓発」だから認知度になっているが、本来は「にないて」についてどう育てるかなどであるべきではないか。難しいところだが、再検討いただきたい。

委員：一般の人には、指標がなんなのか分からない。みなさんに分かりやすいよう、説明が必要ではないか。

(第5章について)

会長：これまでの議論でも出たが、どのように抽出されてきたのか、さらに重点だからより具体的な記述になるべきではないかということである。他は重点ではないのか、というふうに捉えられるので、このあたりは整理してほしい。

委員：今回提示されたものは、第二次計画と比べても内容が薄いので、再度検討してほしい。重点環境施策としてのやる気、熱意が感じられない。それは課題の整理があいまいだから、今、これを本当にやるべきなのかが絞れていないのではないか。

委員：全体として、各章との繋がりを意識していただくのが大事だと思う。P2で「地域別環境配慮指針」の記述があるが、その後は触れられていない。

(第6章について)

委員：P35はPDCAの説明だけであるが、これを回していく体制、スケジュールを記載してほしい。

全体的に、瀬戸市の特徴の一つとして県の区域に指定されていることは大きい。その上で、関連する固有名詞や地名（海上の森、岩屋堂など）をしっかりと入れてほしい。定光寺では森林伐採の問題が起きたが、市民にその場所の理解が不足していたことも要因の一つではないか。

### (3) その他

事務局から、今後のスケジュール等について説明した。

#### 【意見等】

会長：今後の進め方、審議会の関わり方はどうか。

事務局：次回は11/13を予定しているが、10月中旬くらいまでに修正資料を送付し意見をいただき、それを修正したものを示すことでどうか。

会長：細かいスケジュールを提示してほしい。全体を通して、何かあるか。

委員：言葉の使い方で「実施を図ります」というのは、やるのかやらないのかはつきり分からない。「実施します」など、文末表現を精査してほしい。

会長：本日の議論の趣旨を、委員にも示してほしい。

委員：一度、市役所を訪問して考えを示したい。

以上

## ■第 1 回審議会での主な意見

| 番号 | 主な意見   | 対応   | 備考  |
|----|--|--|-----|
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●上位関連計画に、昨年度策定された「緑の基本計画」が抜けているので追記してほしい。</li> <li>●上位関連計画の掲載順については、今回の環境基本計画に関連が深いものから順に並び替えてほしい。</li> </ul> | ○ご指摘を踏まえ対応しました。  |     |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●環境指標の推移については、最新の数値を追加してほしい。</li> </ul>   | ○「令和 2 年度環境報告書」で示された環境指標の数値について追加しました。   | 未対応 |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●計画理念の表現については、「環境創造都市」の言葉を残すかどうか、また文章がどのようにかかってくるかなど精査してほしい。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「環境創造都市」については、環境基本条例で使用されている理念であり、今回の計画においても踏襲することとしました。</li> <li>○具体的な文章表現については精査しました。</li> </ul> |     |
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策対象の分野に「観光」など関係性が薄いものがある。これらは、それぞれの分野別計画で対応すればよいものであり、見直してはどうか。</li> </ul>                                  | ○環境分野と関係が薄いものは除外、又は集約するなど、施策体系を見直しました。   |     |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●審議時間が厳しいことが想定されるため、各審議会で討議すべき内容などを「討議ポイント」として示してほしい。</li> </ul>  | ○ご指摘を踏まえ対応しました。  |     |

# 第3次 瀬戸市環境基本計画(案)

瀬戸市



# 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1章. 計画の基本的事項.....            | 1  |
| 1. 計画の背景.....                 | 1  |
| 2. 計画の位置づけ.....               | 2  |
| (1) 計画の根拠と役割.....             | 2  |
| (2) 前計画（第2次瀬戸市環境基本計画）.....    | 2  |
| (3) 市民・事業者・市の役割.....          | 3  |
| 3. 計画の対象.....                 | 4  |
| (1) 期 間.....                  | 4  |
| (2) 地 域.....                  | 4  |
| (3) 環境の範囲.....                | 4  |
| 4. 計画の視点.....                 | 5  |
| (1) 持続可能なまちの実現（SDGsへの対応）..... | 5  |
| (2) 生物多様性保全に向けたすそ野の拡大.....    | 6  |
| (3) 気候変動の影響への対応.....          | 6  |
| (4) 環境と経済の融合.....             | 6  |
| (5) 瀬戸らしさ（まち、活動）の広域発信.....    | 6  |
| (6) 市民・事業者への普及啓発の充実.....      | 7  |
| 5. 計画の構成.....                 | 8  |
| 第2章. 瀬戸市の環境の現状と課題.....        | 9  |
| 1. 瀬戸市の環境の現状.....             | 9  |
| 1.1. “しぜん”環境の現状.....          | 9  |
| (1) 位置・地勢等.....               | 9  |
| (2) 土地利用.....                 | 9  |
| (3) 動植物.....                  | 9  |
| 1.2. “くらし”環境の現状.....          | 10 |
| (1) 環境基準の達成状況.....            | 10 |
| ① 大気環境.....                   | 10 |
| ② 河川水質.....                   | 10 |
| ③ 道路の騒音・振動.....               | 11 |
| (2) 廃棄物処理の状況.....             | 12 |
| (3) エネルギー関連の状況.....           | 13 |
| 2. 市民・事業者の環境に関する意識.....       | 14 |
| 3. 瀬戸市の環境課題.....              | 18 |
| 第3章. 計画理念と基本方針.....           | 19 |
| 1. 計画理念.....                  | 19 |
| 2. 基本方針.....                  | 20 |
| 第4章. 施策の展開.....               | 21 |
| 1. 瀬戸の“しぜん”.....              | 22 |

|   |    |
|---|----|
| 1.1. 自然環境の保護・保全.....                      | 22 |
| 1.2. 生物多様性の保全.....                        | 22 |
| 1.3. 自然とのふれあいの推進.....                     | 23 |
| 2. 瀬戸の“くらし”.....                          | 24 |
| 2.1. 公害対策の推進.....                         | 24 |
| 2.2. 低炭素社会の実現に向けた取り組みの推進.....             | 24 |
| 2.3. 資源循環型まちづくりの推進.....                   | 25 |
| 2.4. まちなみ環境の保全・創出.....                    | 25 |
| 3. 瀬戸の“ひとびと”.....                         | 26 |
| 3.1. 市民・事業者・行政の連携・協働.....                 | 26 |
| 3.2. グリーンな経済システムの構築.....                  | 26 |
| 3.3. 普及・啓発の充実.....                        | 27 |
| 第5章. 重点環境施策.....                          | 28 |
| 1. 特定地区における保護・保全活動と指定の追加 <b>重点1</b> ..... | 29 |
| 2. 生物の生息生育環境の保全と回復 <b>重点2</b> .....       | 30 |
| 3. 自然とのふれあいの場、機会の創出 <b>重点3</b> .....      | 31 |
| 4. 再生可能エネルギーの活用促進 <b>重点4</b> .....        | 32 |
| 5. 3Rの推進 <b>重点5</b> .....                 | 33 |
| 6. パートナーシップ型組織の活動・連携の強化 <b>重点6</b> .....  | 34 |
| 7. 環境教育・環境学習の推進 <b>重点7</b> .....          | 35 |
| 第6章. 計画の推進に向けて.....                       | 36 |
| 1. 計画の推進体制.....                           | 36 |
| (1) 環境審議会.....                            | 36 |
| (2) パートナーシップ型組織.....                      | 36 |
| (3) 庁内の推進組織.....                          | 36 |
| 2. 計画の進行管理.....                           | 37 |
| (1) 計画 (Plan).....                        | 37 |
| (2) 実行 (Do).....                          | 37 |
| (3) 評価 (Check).....                       | 37 |
| (4) 見直し (Action).....                     | 37 |

# 第1章. 計画の基本的事項

## 1. 計画の背景

私たちが暮らす瀬戸のまちは、「やきものまち」として1000年余の歴史を持ち、豊かな自然の恩恵を受けて、文化・伝統を育んできました。

一方で、このやきもの産業の発展に伴い、工場からの大気汚染や水質汚濁が進み、「黒い煙と白い川のまち」とよばれるほど、環境が悪化した時代もありました。

時が経ち、市民の協力や事業者の努力により、まちを覆っていた産業公害が改善されつつあった頃、市民の日常生活や社会活動の変化により環境への負荷が増大し、自動車の排気ガスによる大気汚染や廃棄物の増加といった身近な環境問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の損失といった地球規模の問題など、さまざまな環境問題が生まれました。

そのような中で、第1次計画となる「瀬戸市環境基本計画」が平成12（2000）年に策定され、市民・事業者・市の連携のもと、さまざまな環境施策が実施されました。次いで、平成23（2011）年に策定された第2次計画を経て、市民や事業者と市の連携も進み、環境に対する取り組みが一層加速されました。

しかし、その間に平成23（2011）年に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー問題や、近年、増加している夏の猛暑や豪雨水害といった気候変動の影響など、新たな環境課題も発生し、解決しなくてはならない課題がまだまだ残された状況となっています。

世界的には、平成27（2015）年の気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づくCO<sub>2</sub>の削減目標に向けた取り組みや、平成22（2010）年の生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）で設定された「愛知目標」による生物多様性を守るための取り組みなどが断続的に進められているほか、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さぬよう、先進国のみならず発展途上国も合わせた国連に加盟する全ての国が取り組みを進めています。

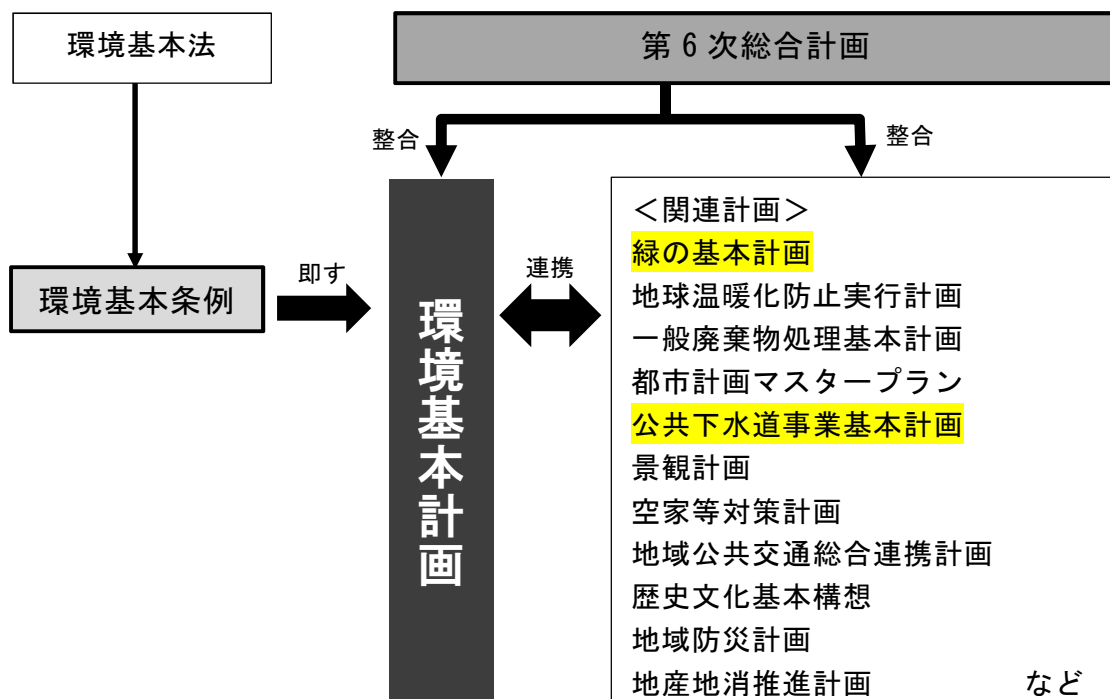
この中であって、第1次計画から一貫して「環境創造都市」を標榜する瀬戸市としては、第3次計画となる本計画を着実に推進していくことで、市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取り組みが、ひいては地球環境の持続性にもつながっていくことを意識し、次世代に良好な瀬戸の環境をつないでいくことを目的として、この計画を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 計画の根拠と役割

本計画は、計画理念の実現を目指して、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画で、瀬戸市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第6次瀬戸市総合計画」をはじめとする他の行政計画を、環境の側面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、市民・事業者・行政が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。



### (2) 前計画（第2次瀬戸市環境基本計画）

前計画である「第2次瀬戸市環境基本計画」は、平成12（2000）年に策定された第1次計画を引き継ぐ形で、平成23（2011）年3月に目標年次を令和2（2020）年とした10年計画として策定されました。第2次計画では、「自然を守る」「自然と親しむ」「安全・安心に暮らす」「心豊かに暮らす」「地球にやさしく暮らす・営む」「人と地域を育む」の6つの基本方針に基づき、様々な環境施策を進めてまいりました。

第3次計画となる本計画では、前計画での取り組みや現在の環境の状況などを踏まえながら、新たな課題にも対応していきます。

### (3) 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる「瀬戸市環境基本条例」では、市民・事業者・市が協力し合って環境の保全と創造に取り組むことを定めています。本計画でも、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。

#### ■市民・事業者・市の主な役割

|        |  |
|--------|--|
| 市民の役割  | <ul style="list-style-type: none"><li>◆日常生活における環境負荷を低減させます。</li><li>◆環境保全に向けて積極的に行動します。</li><li>◆市の環境施策へ積極的に参加・協力します。</li></ul>  |
| 事業者の役割 | <ul style="list-style-type: none"><li>◆事業活動に伴う公害防止と自然環境の適正な保全をします。</li><li>◆事業活動における環境負荷の低減とそのための情報提供をします。</li><li>◆市の環境施策へ積極的に参加・協力します。</li></ul>   |
| 市の役割   | <ul style="list-style-type: none"><li>◆総合的かつ計画的な環境施策を実施します。</li><li>◆率先した環境負荷低減へ取り組みます。</li><li>◆市民と事業者の取り組みを支援します。</li><li>◆市民と事業者と効果的に連携します。</li><li>◆国や他の地方自治体との広域的な連携、国際協力に努めます。</li></ul> |

### 3. 計画の対象

#### (1) 期 間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの推進によって中長期的な目標が達成されるよう 10 年間とし、目標年次を令和 12 年度（2030 年度）とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取り組みが計画・実施されるよう、方針によっては長期のビジョンを掲げ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

#### (2) 地 域

本計画の対象とする地域は、市民・事業者の生活の場であると同時に、多種多様な動植物の生息・生育の場でもある、市全域とします。

また、方針や目標に応じて、市外の環境や、社会全体、地球全体の環境に対する配慮についても掲げることとします。

#### (3) 環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、瀬戸市を取り巻く“しぜん”環境と、市民生活や事業活動に直結する“くらし”環境に加え、これらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など、瀬戸の“ひとびと”（市民・事業者等）による協働や参画に関するものとします。

#### ■ 対象とする環境の範囲

|               |   |
|---------------|---|
| “しぜん”<br>環境   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 森林、河川、湖沼・ため池、湿地</li><li>・ 生物多様性、外来生物対策</li><li>・ 農地、里山、身近な自然環境</li><li>・ ふれあい・活動の場</li></ul>  |
| “くらし”<br>環境   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭）</li><li>・ 地球温暖化対策（緩和策、適応策）</li><li>・ 再生可能エネルギー、省エネ</li><li>・ 資源循環（3R、ごみの適正処理、産業廃棄物・不法投棄対策）</li><li>・ まちの環境美化、まちなみ景観</li></ul> |
| 瀬戸の<br>“ひとびと” | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民、事業者、行政の連携・協働</li><li>・ グリーンな経済システム（環境ビジネス、ESG投資）</li><li>・ 環境教育、環境学習</li><li>・ 環境情報、環境イベント</li></ul>   |

## 4. 計画の視点

本計画は、近年の環境を取り巻く社会動向や上位・関連計画、市民や事業者の環境意識などを考慮し、以下の6つを計画の視点として設定しました。

### (1) 持続可能なまちの実現（SDGsへの対応）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として、「SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）」が採択されました。このSDGsは、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、これからの環境問題、まちづくりを考えるうえで世界の潮流となっています。

今回の計画では、このように、瀬戸市の環境を考えるうえでも、この世界的な目標を念頭において、持続可能なまちの実現を目指すための計画としました。

【SDGsにおける17の目標（ゴール）】



## (2) 生物多様性保全に向けたすそ野の拡大

開発や乱獲、地球温暖化の進行、人々の生活様式の変化、外来種問題等により、失われつつある生物多様性の保全に向け、平成 22（2010）年のCOP10（名古屋市で開催）で設定された「愛知目標」の目標年を令和 2（2020）年に迎えるにあたり、国内外で生物多様性を守るための取り組みが断続的に行われています。

本市においても、第 2 次環境基本計画のリーディングプロジェクトとして進めてきた特定地区（貴重な自然環境の保護・保全地区）が指定されるなど、生物多様性保全に向け、一定の成果をあげてきました。

今回の計画では、これら貴重な動植物の生息環境を保護・保全していくための取り組みを進めていくとともに、地域の生物多様性をさらに豊かなものにしていくために、市民の生活に密接した身近な自然にも目を向けた計画としました。

## (3) 気候変動の影響への対応

近年、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が地球規模で深刻さを増しています。その中において、この気候変動による影響に対応するために、平成 30（2018）年 11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、従来の対処方法である温室効果ガスの排出削減等の「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されました。

今回の計画では、従来の「緩和策」に加え、日常生活の中で市民や事業者自らが主体となって、気候変動に適応するための取り組みなどを加えた計画としました。

## (4) 環境と経済の融合

環境をよりよく保全・創出していくためには、経済との両輪で進めていくことの重要性が説かれています。平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」において、「地域循環共生圏」の考え方が示され、その中で各地域がその特性を生かした強みを発揮し、持続可能な生産と消費を実現する「グリーンな経済システム」の構築が求められています。

また、近年では、「ESG投資（従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資）」といった新しい考え方も出てきています。

今回の計画では、このように、今後、環境問題を考えていく上で重要な事業者の環境への取り組みを積極的に後押しするための取り組みを盛り込んだ計画としました。

## (5) 瀬戸らしさ（まち、活動）の広域発信

瀬戸市は市域面積の約 6 割を森林が占めており、大都市・名古屋の近郊にあって、豊かな自然環境を有しています。また、1000 年余の長い歴史を持つ「やきもののみち」として、独自の歴史・文化を形成しています。

今回の計画では、今後もこのような独自の特性を活かしつつ、瀬戸らしさのある環境モデルを広く発信していくための計画としました。



#### (6) 市民・事業者への普及啓発の充実

瀬戸市では、平成 12（2000）年策定の第 1 次環境基本計画から、環境に関する取り組みを進めるうえで、行政と市民・事業者の連携・協働を推進し、一定の成果をあげてきました。

市民・事業者アンケートにおいて、環境に対する考え方として、「環境問題は身近な問題である」とした人が 9 割に達するなど、環境問題に関する意識は高くなっている一方で、本計画である「環境基本計画」や「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」の認知度が以前に比べ、若干低下していることが分かり、積極的に活動している市民・事業者との温度差が浮き彫りになりました。

今回の計画では、これら環境に対する意識を実際の行動に移してもらうために、市の環境に対する取り組みなどの認知度を高め、市民・事業者へのさらなる普及啓発を充実することを念頭においた計画としました。

## 5. 計画の構成

本計画は、次の内容で構成しています。

### 第1章 計画の基本的な事項

計画策定の背景と計画理念によって、計画の基本的な考え方と方向性、位置づけ、対象などの基本的な事項を示しています。

### 第2章 瀬戸市の環境の現状と課題

本市の環境の現状や市民・事業者アンケート結果から、環境分野ごとの課題を示しています。

### 第3章 計画理念と基本方針

本市の課題を解決し、計画理念を実現するための基本方針を示しています。

### 第4章 施策の展開

計画理念及び基本方針を踏まえた、施策の基本的方向と展開について示しています。

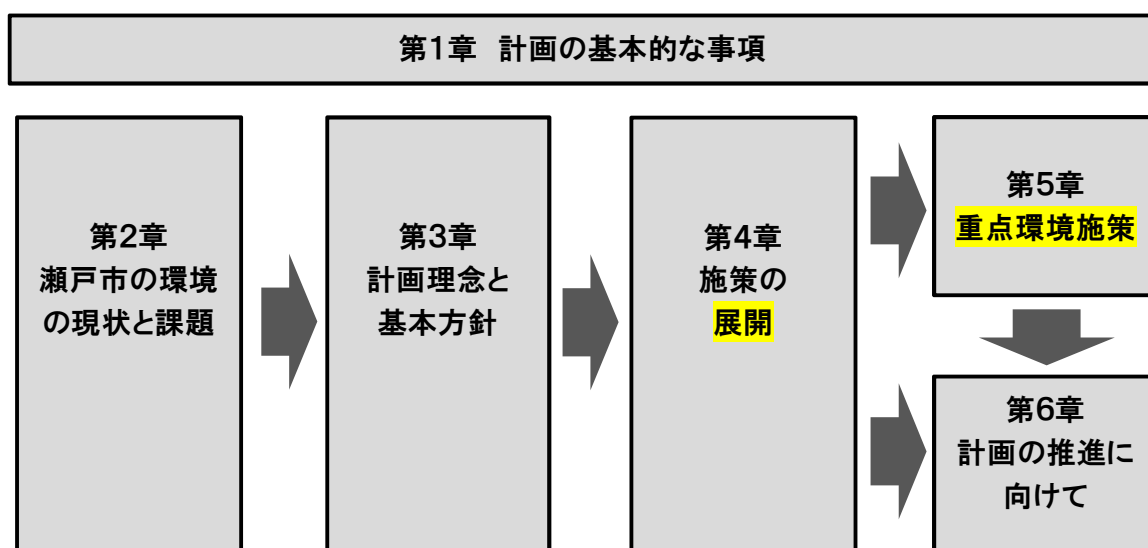
### 第5章 重点環境施策

計画の基本的方向に基づいて展開する各種施策のうち、本市の特長を活かした独自の施策として、本計画の計画期間である10年間で着実に取り組みなどを推進する施策について示しています。

### 第6章 計画の推進に向けて

計画理念を実現するための進行管理のあり方と、市民・事業者の参画を含めた推進体制について示しています。

#### ■本計画の構成



## 第2章. 瀬戸市の環境の現状と課題

### 1. 瀬戸市の環境の現状

#### 1. 1. “しぜん”環境の現状

##### (1) 位置・地勢等

本市は尾張地域の北東端に位置し、地形的には北東部の三国山や猿投山などの木曾山脈に連なる山地、尾張丘陵の一角をなす標高 100～200mの丘陵地があります。そして、これらの山地・丘陵地に源流を持つ水野川や瀬戸川、矢田川が平地を形成しています。

地質としては、丘陵地帯には瀬戸層群と呼ばれる新第三紀鮮新世の地層があり、やきものの原料となる良質の陶土やガラスの原料となる珪砂が多く含まれています。

##### (2) 土地利用

本市は、市域(11,140ha)の約6割を森林が占めており、緩やかな減少傾向にありましたが、ここ数年は、ほぼ横ばいとなっており、森林面積の4割近くは公有地及び国有地が占めています。

食糧を生産する場であるとともに、動植物の生息・生育の場や雨水の貯留機能などを持つ農地の面積は、市域の約5.0%にとどまっており、農業の担い手不足などの影響から経営耕地面積は、減少傾向となっています。



写真

海上の森

##### (3) 動植物

本市には、三国山や猿投山、海上の森などの緑豊かな森林や水の豊かな湿原が多くあり、そこには、ギフチョウやシデコブシ、マメナシといった希少な動植物が生息・生育しています。また、瀬戸川や矢田川、水野川など約80の河川が市内を流れており、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の天然記念物であるオオサンショウウオの生息も確認されています。

#### 【コラム】瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア

本市を構成する豊かな自然環境を守るために、自然環境や生態系の保護と保全の仕組みづくりを順次進めてきましたが、その一環として、令和元(2019)年10月1日から、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例(平成24年6月29日・条例第21号)」に基づき「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を特定地区に指定し、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア自然環境の保護及び保全計画書」を策定しました。



写真

オオサンショウウオ

## 1.2. “くらし”環境の現状

### (1) 環境基準の達成状況

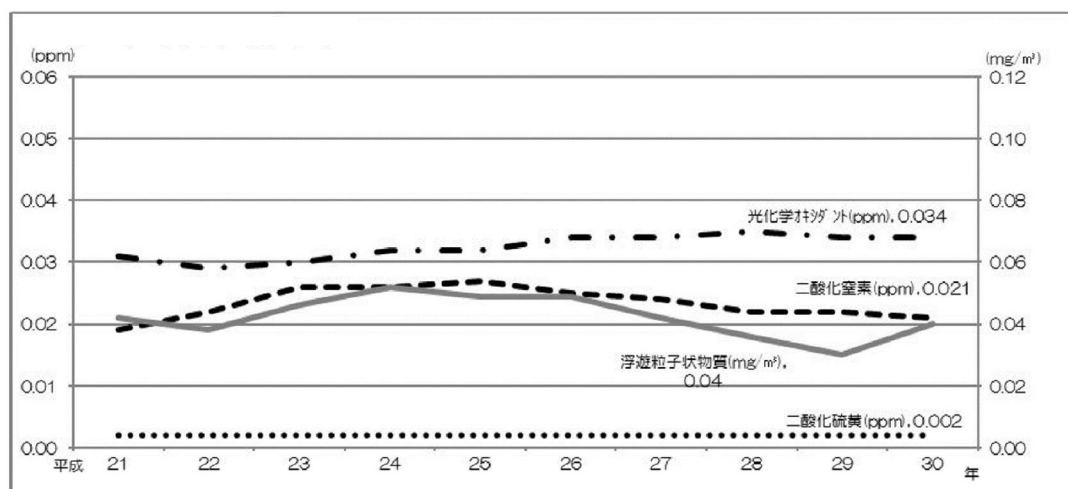
#### ① 大気環境

浮遊粒子状物質が昨年度より微増した一方で、二酸化窒素は減少しました。二酸化硫黄及び光化学オキシダントは横ばいとなっています。

市が保有していた古瀬戸町の大気汚染測定所は平成 22 年度末に廃止され、現在は県が陶原町の大気汚染測定所で常時監視を行っています。

また、環境基準の達成項目は 4 つのうち 3 つとなっており、現状維持に留まりました。

#### ■ 主な大気汚染物質の測定結果



出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

#### ② 河川水質

市では、公共用水域の水質を定期的に調査しています。平成 30 年度は 4 河川において生物化学的酸素要求量（BOD）が増加しました。

環境基本計画では河川ごとに環境基準に沿った目標を定めています。瀬戸川、矢田川、水野川は平成 16 年度以降毎年基準を達成できていますが、基準の厳しい蛇ヶ洞川は生物化学的酸素要求量（BOD）と大腸菌群数のみ基準を達成できていません。

水野川以外の 3 河川に関しては、昨年度と比べ流量が減少しており、BOD の対象となる物質の濃度が増加したことで BOD 値が上昇した可能性があります。月別の BOD 値を見ると、4 河川すべてにおいて 12 月の値が昨年度より高く、測定の前後の雨量が少なかったことが考えられます。

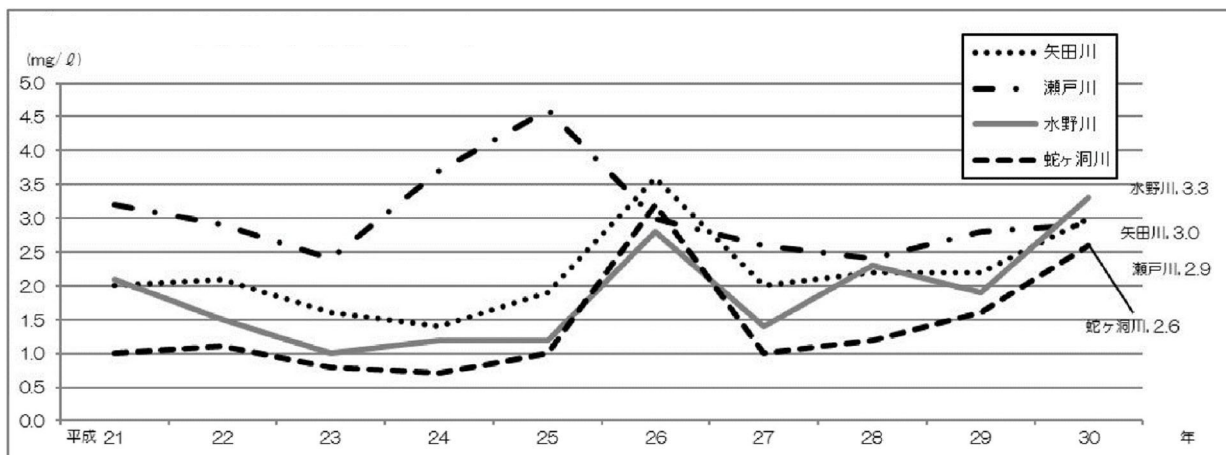


瀬戸川

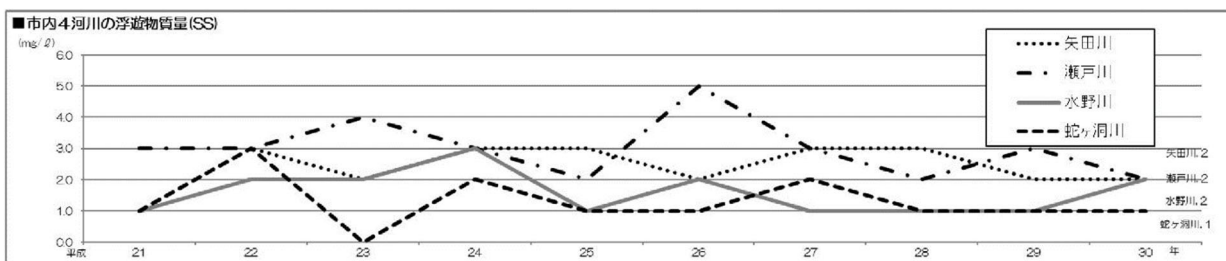


矢田川

■市内4河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の推移



■市内4河川の浮遊物質（SS）の推移



出典：BOD、SSともに「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

③ 道路の騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法に基づいて、市内の主要な国道を走行する自動車の騒音と振動を定期的に測定しています。

交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準（要請限度）は全線達成できていますが、維持されることが望ましいとされる水準（環境基準）は達成できていないところがあります。



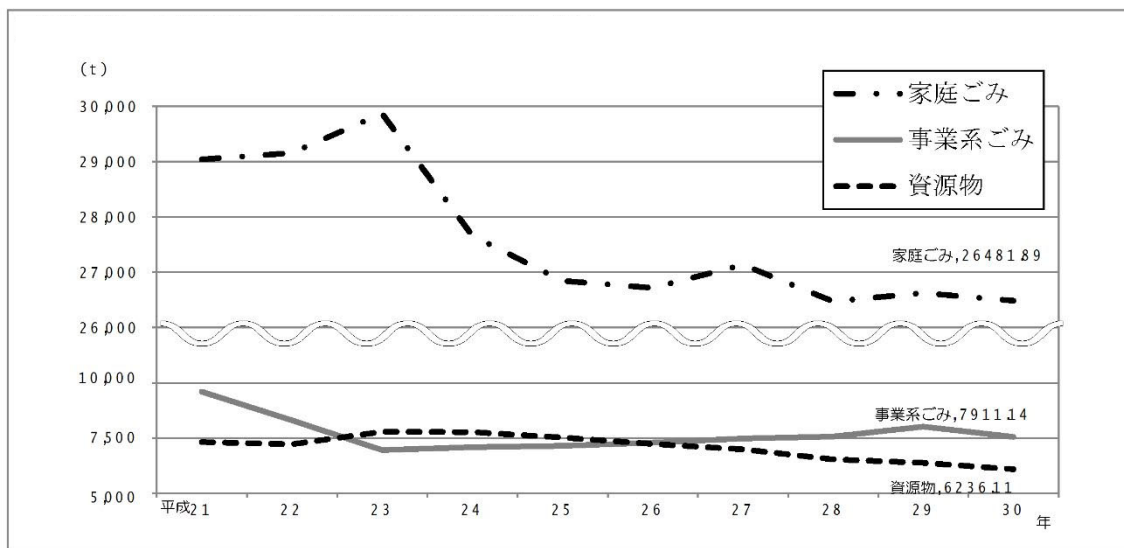
国道 248 号（西古瀬戸町地内）

## (2) 廃棄物処理の状況

家庭ごみの排出量は、平成 23（2011）年度から平成 25（2013）年度にかけて大きく減少しましたが、それ以降下げ止まっている状況となっています。また、事業系ごみはほぼ横ばい、資源物量は減少傾向で推移しています。

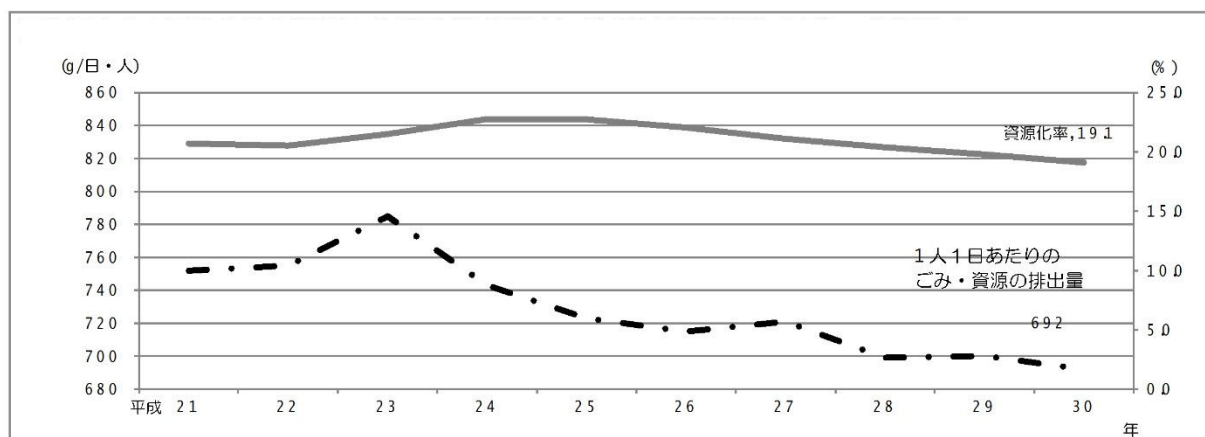
また、家庭 1 人 1 日あたりのごみ・資源の排出量は、平成 30（2018）年には 692g / 日となっており、資源化率とともに、平成 25（2013）年度からは微減傾向となっています。

### ■家庭ごみ、事業系ごみ、家庭から出される資源物の量の推移



出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

### ■家庭 1 人 1 日あたりの排出量（家庭から排出されるごみ及び資源物の量）、資源化率の推移



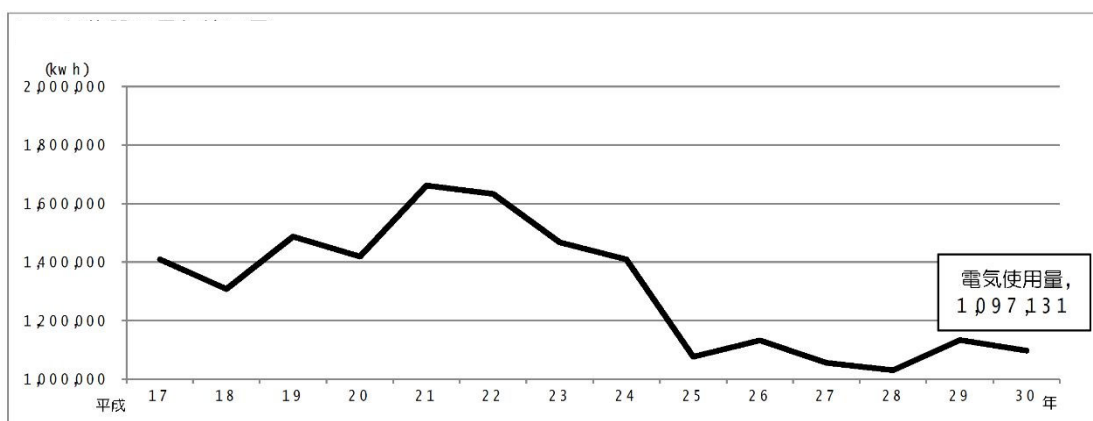
出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

### (3) エネルギー関連の状況

公共施設における電気使用量は、平成 21（2009）年度の 1,662,304kwh をピークに、平成 25（2013）年度にかけて大きく減少しましたのち、横ばい傾向が続き、平成 30（2018）年度は 1,097,131kwh と、ピーク時の約 7 割となっています。

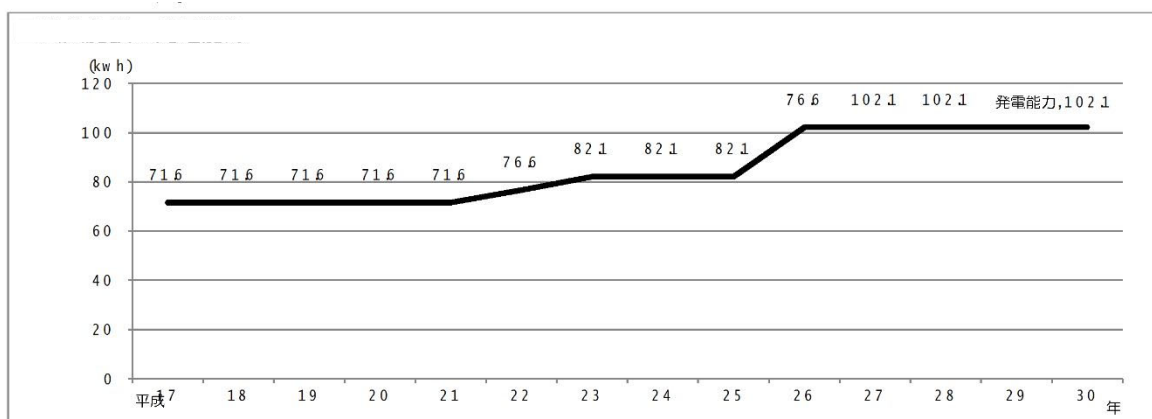
また、平成 26（2014）年度に市役所新庁舎が建設され、新たに太陽光発電システムを屋上に設置するなど、市内 12 施設で新エネルギー設備が導入され、太陽光発電システム（10 施設）による発電能力は、平成 27（2015）年度から 102.1kw となっています。

#### ■公共施設の電気使用量の推移



出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

#### ■公共施設の発電能力の推移

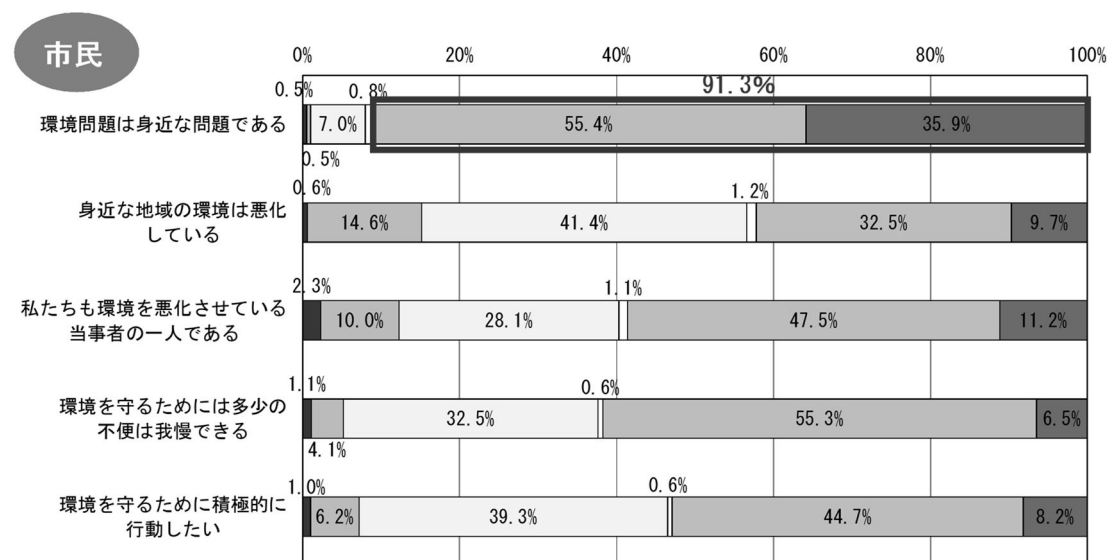


出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

## 2. 市民・事業者の環境に関する意識

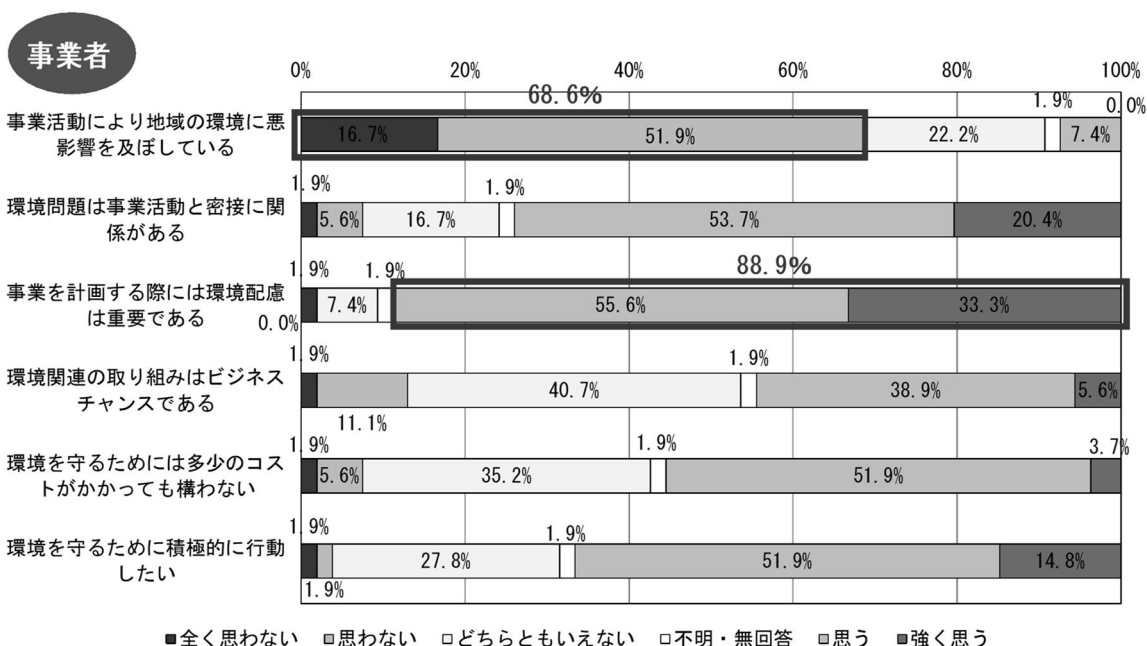
環境基本計画を策定するにあたり、市民及び事業者の環境に関する意識調査を実施しました。

環境問題に関する市民の意識としては、特に「環境問題は身近な問題である」という問いに対し、「そう思う」という回答が全体の9割（91.3%）を占め、回答者の環境問題への意識が高いことがうかがえます。



一方で、市内で事業を展開する事業者の意識としては、「事業活動により地域の環境に悪影響を及ぼしている」という問いに対しては、7割弱（68.6%）の事業者が「そう思わない」と回答しています。

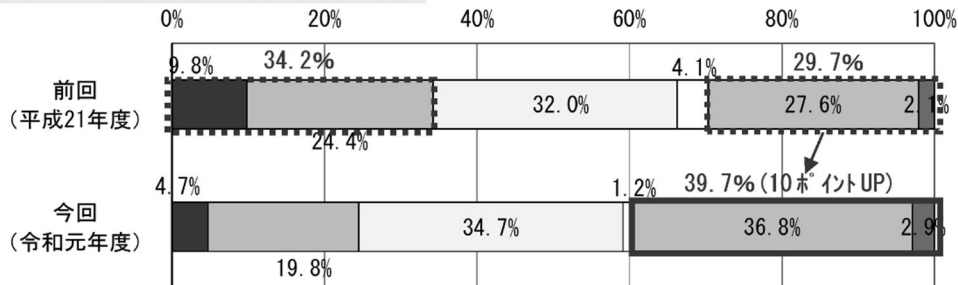
また、「事業活動を計画する際には環境配慮は重要である」に対しては、「そう思う」が全体の9割（88.9%）を占め、環境への意識を高く持つ事業者が多くなっています。



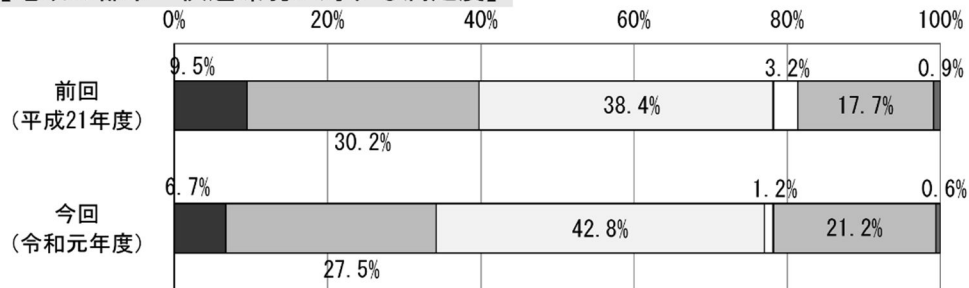


お住いの地域の環境に関する市民の満足度については、10年前（平成21年度）と比較すると、いずれの項目も満足度があがっており、特に地域の生活環境に対する満足度は、「満足している」が46.0%で、「満足していない」の16.2%に対し、29.8ポイントと大きく上回っています。

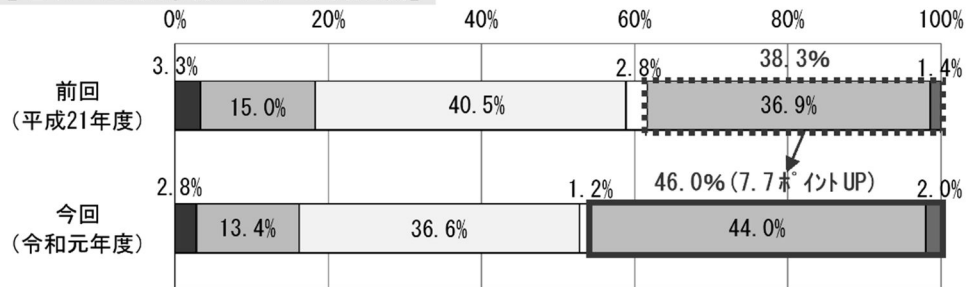
【地域の自然環境に対する満足度】



【地域の都市・快適環境に対する満足度】



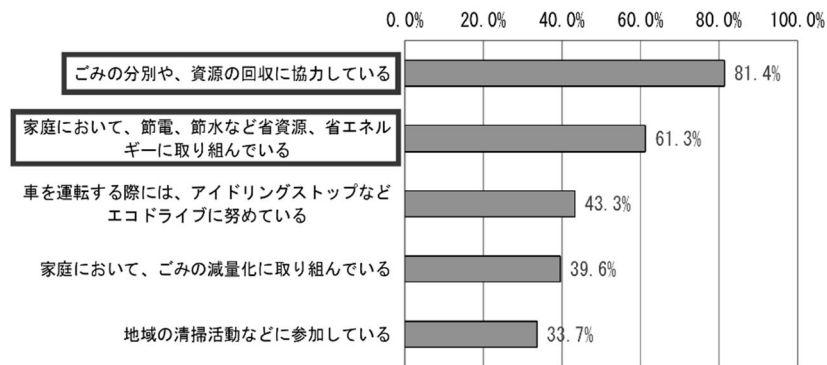
【地域の生活環境に対する満足度】



■全く思わない □思わない □どちらともいえない □不明・無回答 □思う ■強く思う

市民が行っている環境への取り組みについては、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」とする回答が全体の81.4%と最も割合が高くなっています。年代別に取り組みの多い順番をみると、全体の傾向とほぼ同様となっていますが、「10代～20代」において、上位5番目に「特に取り組んでいない」があげられているのが特徴的となっています。

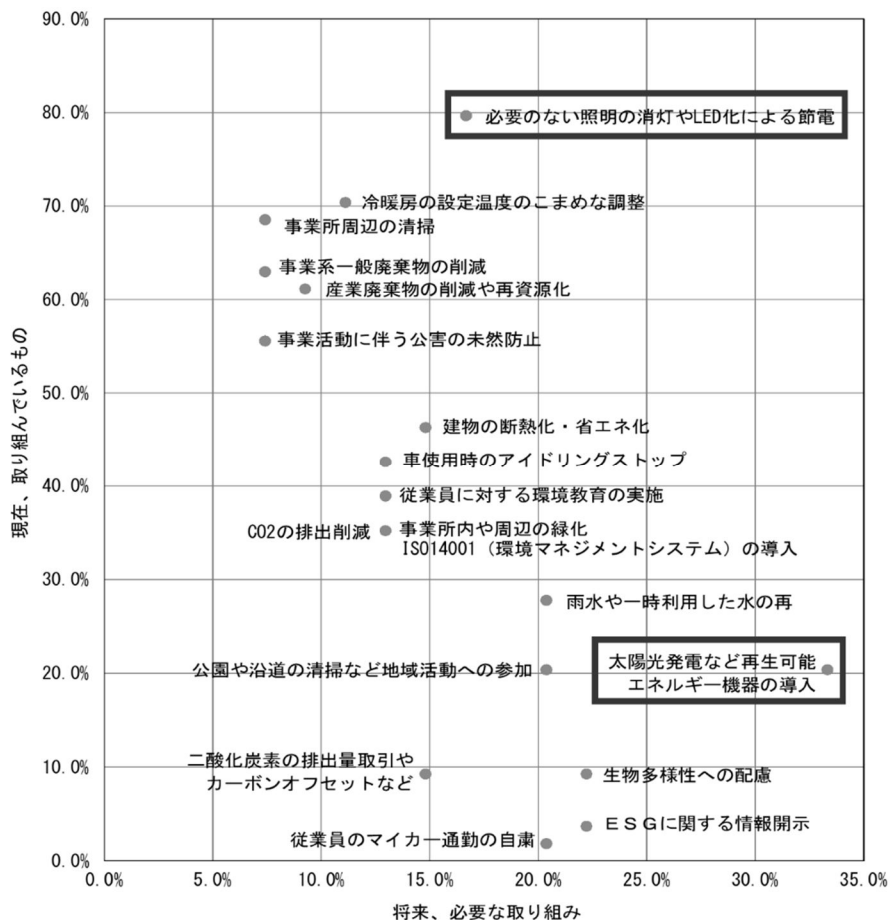
【市民が実行している取り組み（BEST5）】



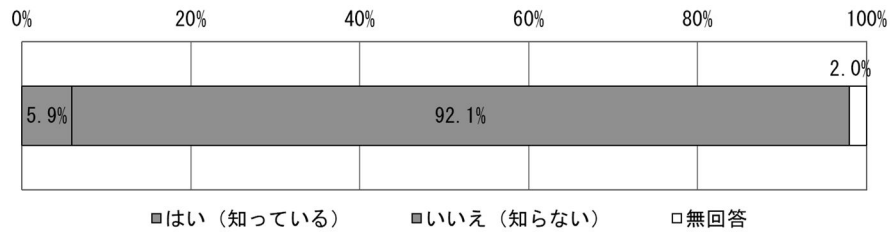
一方で、事業者が環境保全のために行っている取り組みとして、現在行っている「環境保全のための取り組み」については、「必要のない照明の消灯やLED化による節電」が全体の約8割を占め、多くの事業者が取り組んでいます。

「将来、取り組みが必要なもの」については、「太陽光発電など再生可能エネルギー機器の導入」が全体の33.3%と最も割合が高くなっています。

取り組み項目について、現在行っているものと将来必要なもので分析すると、「生物多様性への配慮」や「ESGに関する情報開示」のように、概ね、現在取り組んでいない項目について、将来取り組んでいきたいという意向がうかがわれます。



環境基本計画についての市民の認知度は、「知らない」とする回答が約9割を占めており、10年前（H21年度：「知らない」88.8%）の前回調査と比較しても、計画自体の認知度は低下しています。



### 3. 瀬戸市の環境課題

本市では緑豊かな森林や湿原、河川などで、多くの動植物が生息・生育しています。その中であって、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づく、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア」が特定地区として指定され、保護及び保全のための計画書が策定されるなど、市独自の貴重な自然環境を保護・保全するための道筋がつけられました。今後は、計画に基づく、適切な保護・保全活動を進めるとともに、貴重なエリアを増やしていく必要があります。同時に地域の生態系を豊かにするために、身近な自然環境に対する市民の理解を深め、守っていく必要があります。

また、近年の世界的な地球温暖化の問題や資源循環に関する課題などは、本市においても無関係ではありません。そのためにも、市民・事業者が日常生活や事業活動を行う中で、個々が地域や地球環境のことを念頭に置いた取り組みを進めるとともに、市民・事業者・行政などが一体となって、より効果的な取り組みを進めていく必要があります。

これらの状況を鑑みた時、本市の環境に関する総合的な計画である、本環境基本計画の市民・事業者に対する認知度を高め、この計画に沿った取り組みを進める中で、市民や事業者の環境に関する関心や満足度をあげていく必要があると考えられます。

#### ◆瀬戸市の主な環境課題

- ・ 特定地区のさらなる指定拡大と保全区域での保全活動の実施
- ・ 身近な生き物の生息、生育環境にも配慮した生物多様性のすそ野の拡大
- ・ 気候変動の影響への対応（適応策など）
- ・ ごみ減量や省エネ活動の継続など市民意識のさらなる向上
- ・ 環境と経済が融合した事業活動の展開
- ・ 市民・事業者・行政の協働のさらなる促進
- ・ 環境基本計画の認知度の向上、市民の環境に関する満足度の向上

# 第3章. 計画理念と基本方針

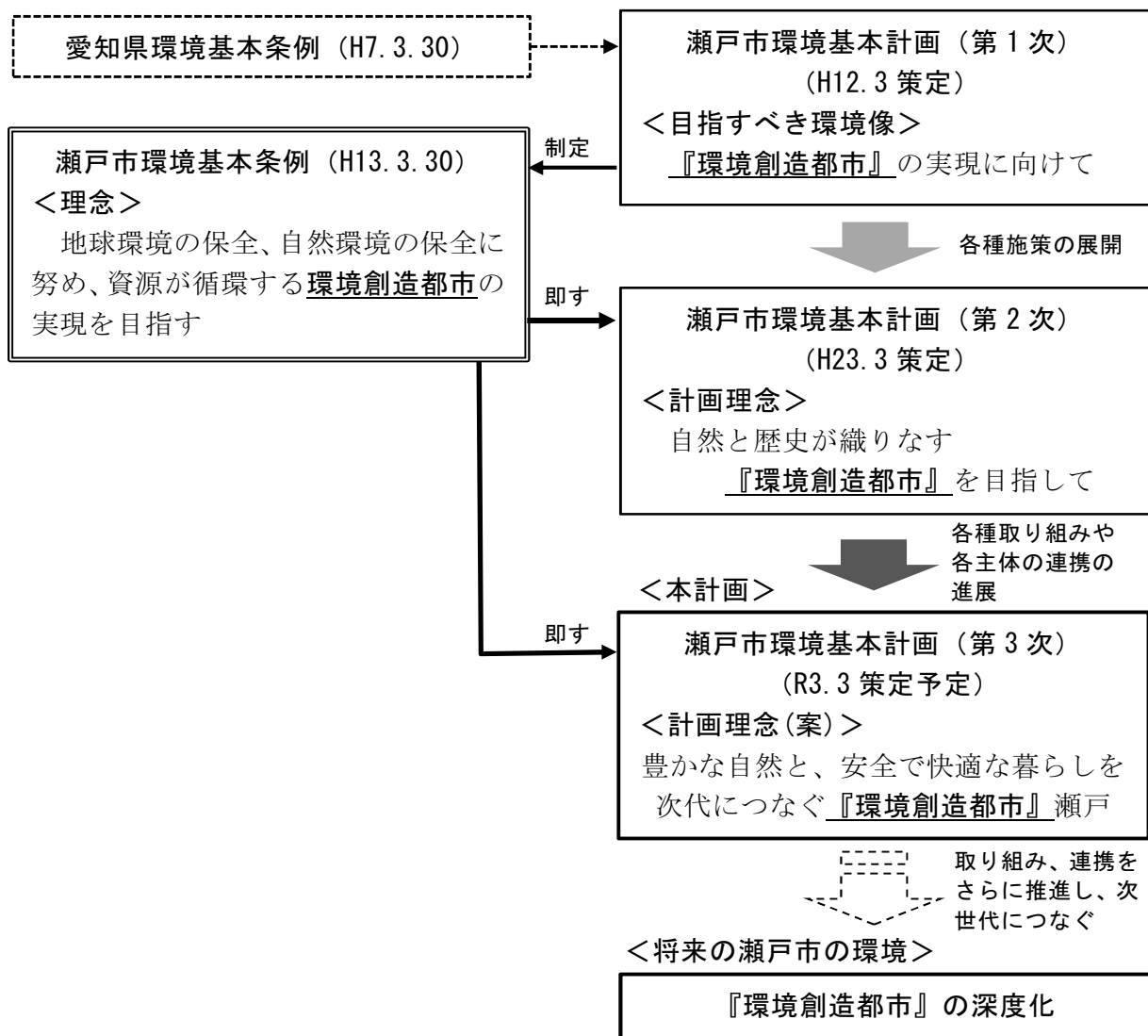
## 1. 計画理念

瀬戸市環境基本計画では、平成12(2000)年に策定した第1次計画から、「瀬戸市環境基本条例」(平成13年3月30日・条例第10号)の理念に掲げられている『環境創造都市』の実現を目指して、各種取り組みを推進してきました。第3次計画となる本計画においても、この『環境創造都市』という瀬戸市が目指す環境像を実現し、さらなる深度化を目指して、計画理念(仮)を以下のとおり設定しました。

### 計画理念(仮)

**豊かな自然と、安全で快適な暮らしを  
次代につなぐ『環境創造都市』瀬戸**

#### <計画理念(案)設定の背景>



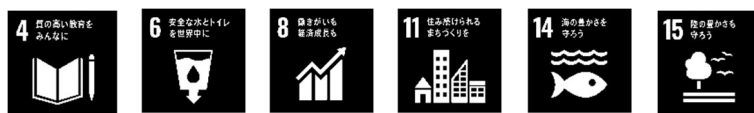
## 2. 基本方針

本計画では、本市の環境課題を解決し、計画理念を達成するために、以下の3つの基本方針を設定し、施策や各種取り組みを進めてまいります。

### 1 瀬戸の“しぜん”

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくための取り組みを進めます。

【達成すべきSDGsの目標】



### 2 瀬戸の“くらし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の環境、ひいては地球環境の向上に寄与するための取り組みを進めます。

【達成すべきSDGsの目標】



### 3 瀬戸の“ひとびと”

市民・事業者・行政が活動や連携を通して持続可能なまちを実現するための取り組みを進めます。

【達成すべきSDGsの目標】



※ “ひとびと” (A案) の代案

B案：協働・連携・協働を強調した“つながり”

C案：環境の保護保全の担い手をイメージした“ニナイテ”

→瀬戸市には「ツクリテ」というモノづくりのプロを指す言葉がすでにある

## 第4章. 施策の展開

基本方針ごとに推進すべき基本的方向を示し、継続的な施策を展開していきます。

| 基本方針           | 基本的方向                   | 施策の展開   |
|----------------|-------------------------|---|
| 1<br>瀬戸の“しぜん”  | 1-1 自然環境の保護・保全          | 1-1-1 特定地区における保護・保全活動と指定の追加 <b>重点</b><br>1-1-2 森林形態に合わせた適切な保全<br>1-1-3 河川などの水辺環境の保全                 |
|                | 1-2 生物多様性の保全            | 1-2-1 生物の生息生育環境の保全と回復 <b>重点</b><br>1-2-2 地域の生態系ネットワークの保全<br>1-2-3 外来生物対策の推進<br>1-2-4 生物多様性に対する理解の推進 |
|                | 1-3 自然とのふれあいの促進         | 1-3-1 ふれあいの場、機会の創出 <b>重点</b><br>1-3-2 里山の適切な維持管理と活用<br>1-3-3 農地の保全と活用<br>1-3-4 エコツーリズムの展開           |
| 2<br>瀬戸の“くらし”  | 2-1 公害対策の推進             | 2-1-1 大気汚染防止対策の推進<br>2-1-2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進<br>2-1-3 都市型・生活型公害（騒音・振動・悪臭等）の未然防止の推進                   |
|                | 2-2 低炭素社会の実現に向けた取り組みの推進 | 2-2-1 温室効果ガスの排出削減<br>2-2-2 気候変動の影響に対する適応策の推進<br>2-2-3 再生可能エネルギーの活用促進 <b>重点</b><br>2-2-4 省エネの促進      |
|                | 2-3 資源循環型まちづくりの推進       | 2-3-1 3Rの推進 <b>重点</b><br>2-3-2 ごみの適正処理の推進<br>2-3-3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進                                  |
|                | 2-4 まちなみ環境の保全・創出        | 2-4-1 まちの環境美化の推進<br>2-4-2 まちなみ景観の保全   |
| 3<br>瀬戸の“ひとびと” | 3-1 市民・事業者・行政の連携・協働     | 3-1-1 パートナーシップ型組織の活動・連携の強化 <b>重点</b><br>3-1-2 地域の自発的な取り組みの支援  |
|                | 3-2 グリーンな経済システムの構築      | 3-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援<br>3-2-2 ESG投資に関する情報の提供  |
|                | 3-3 普及・啓発の充実            | 3-3-1 環境教育・環境学習の推進 <b>重点</b><br>3-3-2 環境情報の共有、発信<br>3-3-3 環境イベントの開催                                 |

**重点** : 重点環境施策

# 1. 瀬戸の“しぜん”

## 1. 1. 自然環境の保護・保全

### 1-1-1 特定地区における保護・保全活動と指定の追加 **重点**

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区について、既指定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）において、「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動を市民・事業者協働のもとで推進するとともに、特定地区の新規指定（当面の候補地：富士湿地エリア）に向けた検討を行います。

また、特定地区及び候補地区においては、継続的な自然環境のモニタリング調査の実施し、自然環境の現状把握に努めます。

### 1-1-2 森林形態に合わせた適切な保全

市域の約6割を占める森林については、天然林、人工林など森林の形態に合わせた造林や間伐などの適切な森林施業による森林の保全を図るとともに、自然公園地域指定や保安林指定の継続による森林面積の減少の抑制に努めます。

### 1-1-3 河川などの水辺環境の保全

河川や湿地の水質調査や自然環境調査などを定期的に行い、それらの結果に基づいて、河川の適切な維持管理や水辺の生物の生息・生育環境の保全を図ります。また、市民・事業者との協働による清掃活動などを推進し、水辺環境を良好な状態で維持します。

#### 【環境指標】（案）

| 項目         | 現状値 | 目標 |
|------------|-----|----|
| 森林の総面積     |     |    |
| 保護された森林の面積 |     |    |
|            |     |    |

## 1. 2. 生物多様性の保全

### 1-2-1 生物の生息生育環境の保全と回復 **重点**

森林や河川、農地など、様々な生物の生息・生育環境について、定期的な自然環境の現状調査を行いながら、その結果に基づき、それぞれの生息・生育環境にあった保全・回復策を検討し、多種多様な生物が共存する豊かな自然環境の保全を図ります。

### 1-2-2 地域の生態系ネットワークの保全

市内に点在する生物の生息・生育環境を、生物の移動経路となる河川や緑道などの線的な動線で有機的に結びながら、地域の生態系ネットワークを保全します。

### 1-2-3 外来生物対策の推進

地域の生態系に影響を与える外来生物（外来種、移入種）の駆除活動を推進し、地域固有の生態系の保全を図ります。



#### 1-2-4 生物多様性に対する理解の推進

生物多様性保全に関する市民の理解を促すために、情報発信やイベントを通して市民への浸透を図るとともに、得た知識を体感してもらうための環境学習や環境教育を実施し、より深い理解を促します。

#### 【環境指標】（案）

| 項目                   | 現状値 | 目標 |
|----------------------|-----|----|
| 生物多様性の認知度（アンケート）（新規） |     |    |
|                      |     |    |
|                      |     |    |

### 1. 3. 自然とのふれあいの推進

#### 1-3-1 ふれあいの場、機会の創出 **重点**

豊かな森林や身近な河川などを活用して、市民や事業者に自然とふれあえる場や機会を提供することによって、自然環境に対する親しみや理解の促進を図ります。

また、パートナーシップ型組織と連携した自然とのふれあい講座やイベントの実施を図ります。

#### 1-3-2 里山の適切な維持管理と活用

適切な造林・間伐など里山環境の維持管理を推進します。

また、環境学習・環境教育の場としての活用を図るとともに、伐採木などを活用した資源活用（ブランド商品化）を推進します。

#### 1-3-3 農地の保全と活用

農地の維持・再生のための担い手の育成を推進するとともに、耕作放棄地については、市民への貸し出しや体験農園として、再生・活用を推進します。

また、イノシシなどの有害鳥獣から農地を保全するための対策の実施を図ります。

#### 1-3-4 エコツーリズムの展開

自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携して、エコツーリズムの仕組みづくりを検討するほか、様々なコンテンツ（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して、自然観光資源の魅力の発信を行います。

#### 【環境指標】（案）

| 項目     | 現状値 | 目標 |
|--------|-----|----|
| 農地の総面積 |     |    |
|        |     |    |
|        |     |    |

## 2. 瀬戸の“暮らし”

### 2.1. 公害対策の推進

#### 2-1-1 大気汚染防止対策の推進

大気汚染防止のための監視・指導の実施を図ります。

#### 2-1-2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進

河川・地下水の水質汚濁や土壌汚染の防止のため、監視・指導体制の強化を図ります。

#### 2-1-3 都市型・生活型公害（騒音・振動・悪臭等）の未然防止の推進

事業者に対する環境保全協定の締結の積極的な働きかけを行います。

また、公害苦情に対しては、適切な処理を行います。

#### 【環境指標】（案）

| 項目            | 現状値 | 目標 |
|---------------|-----|----|
| 環境基準を達成している割合 |     |    |
|               |     |    |
|               |     |    |

### 2.2. 低炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

#### 2-2-1 温室効果ガスの排出削減

「エコオフィスプランせと」に基づき、行政における全庁的な環境配慮行動を推進するとともに、「地球温暖化対策実行計画」の区域施策編の策定の検討を図ります。

また、県の補助制度などを活用（情報提供など）したエコカーへの買い替え促進するとともに、「COOL CHOICE運動」を推進します。

#### 2-2-2 気候変動の影響に対する適応策の推進

熱中症防止のための情報提供やクールビズなどの普及の推進を図ります。また、近年多発する集中豪雨などによる都市型水害対策の推進を図ります。

#### 2-2-3 再生可能エネルギーの活用促進 **重点**

「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」による補助の実施を引き続き行います。

また、大学などの研究機関や事業者と連携しながら、研究開発や市民向け講座などの実施を推進します。

#### 2-2-4 省エネの促進

市民・地域・事業者の省エネ行動（省エネ家電への買い替え、照明のLED化など）の促進を図ります。

また、住宅・事務所などの省エネルギー化（断熱施工、省エネ性能の高い設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及など）の促進を図ります。

【環境指標】（案）

| 項目                              | 現状値 | 目標 |
|---------------------------------|-----|----|
| 自動車を保有する数<br>※可能であれば、エコカーへの買替件数 |     |    |
| 公共施設での電気の使用量                    |     |    |
| 公共施設での発電能力                      |     |    |

## 2.3. 資源循環型まちづくりの推進

### 2-3-1 3Rの推進 **重点**

ごみ処理の有料化などによる家庭系ごみの減量化や、道の駅などの施設から発生する食品残渣のたい肥化、農家への無償配布、食品スーパーなど事業者との連携の仕組みづくりなど、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進を図ります。

建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施など、リサイクル（再生利用）の推進を図ります。

### 2-3-2 ごみの適正処理の推進

ごみの分別などの排出ルールの周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な収集運搬体制の確立、中間処理・最終処分の実施を図ります。

### 2-3-3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進

監視・指導体制（監視カメラの設置、パトロールなど）の強化を図ります。

【環境指標】（案）

| 項目            | 現状値 | 目標 |
|---------------|-----|----|
| 資源物を含む一般廃棄物の量 |     |    |
|               |     |    |

## 2.4. まちなみ環境の保全・創出

### 2-4-1 まちの環境美化の推進

「瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」などに基づく、まちの環境美化の推進を図ります。

### 2-4-2 まちなみ景観の保全

公園樹や街路樹の適正な維持管理による良好なまちなみ景観の維持向上や、瀬戸の歴史・文化を活かしたまちなみ景観の保全を推進します。

【環境指標】（案）

| 項目                 | 現状値 | 目標 |
|--------------------|-----|----|
| 環境美化活動を行なう団体の数（新規） |     |    |
|                    |     |    |

### 3. 瀬戸の“ひとびと”

#### 3. 1. 市民・事業者・行政の連携・協働

##### 3-1-1 パートナーシップ型組織の活動・連携の強化 **重点**

パートナーシップ型組織（事業者・市民）と行政の三者による連携を強化します。

##### 3-1-2 地域の自発的な取り組みの支援

地元自治会などと連携しながら、地域の自発的な環境への取り組みを促す仕組みを検討します。また、地域の商店街などにおいて、「せと環境にやさしい事業者認定制度」などを活用した環境への配慮活動の促進を図ります。

#### 【環境指標】（案）

| 項目                | 現状値 | 目標 |
|-------------------|-----|----|
| 環境配慮に取り組んでいる事業所の数 |     |    |
|                   |     |    |
|                   |     |    |

#### 3. 2. グリーンな経済システムの構築

##### 3-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援

事業者などと連携し、地元の環境資源を活用したブランド商品の開発を支援するとともに、環境に特化したベンチャー企業などの起業支援などの実施を図ります。

また、事業者のパートナーシップ型組織との連携など、環境ビジネスに特化したセミナーなどの開催にむけた体制、仕組みを検討します。

##### 3-2-2 ESG投資に関する情報の提供

ESG投資に関する事業者向け、市民向けの情報提供の推進に努めます。

#### 【環境指標】（案）

| 項目               | 現状値 | 目標 |
|------------------|-----|----|
| 環境ビジネスの起業を支援した件数 |     |    |
|                  |     |    |
|                  |     |    |

### 3.3. 普及・啓発の充実

#### 3-2-1 環境教育・環境学習の推進 **重点**

「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施を図るとともに、自然ガイドボランティアの育成・支援の充実を図ります。

また、大学や事業者などの教育機関や研究機関など、多様な主体との連携による環境講座の実施や、小中学校などの教育現場での環境に関する内容を取り入れた授業カリキュラムの検討を図ります。

#### 3-2-2 環境情報の共有、発信

様々なコンテンツ（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して情報発信の充実を図るとともに、環境ポータルサイトの内容の充実や双方向による情報の共有化を図り、ポータルサイトの市民への認知度の向上につなげます。

また、自然環境資源の魅力の紹介や、市民・事業者の環境への取り組みなどの情報発信、自然ガイドボランティア情報のデータベース化などを推進します。

#### 3-2-2 環境イベントの開催

市民の環境に対する意識向上のためのイベント（環境フェアなど）の開催（環境活動団体や事業者などの環境に関する取り組みの紹介など）の実施を図ります。

また、環境基本計画の市民の認知度を上げるためのPRを図ります。

#### 【環境指標】（案）

| 項目                | 現状値 | 目標 |
|-------------------|-----|----|
| 環境基本計画の認知度（アンケート） |     |    |
|                   |     |    |
|                   |     |    |

## 第5章. 重点環境施策

重点環境施策とは、計画の基本的方向に基づいて展開する各種施策のうち、本市の特長を活かした独自の施策として、本計画の計画期間である10年間で着実に取り組みなどを推進する施策です。

|     | 施策番号  | 施策の展開                 | 主な取り組み   |
|-----|-------|-----------------------|--|
| 重点1 | 1-1-1 | 特定地区における保護・保全活動と指定の追加 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●既指定地区における、市民・事業者協働のもとでの保護・保全活動の実施</li> <li>●特定地区の新規指定に向けた検討</li> <li>●継続的な自然環境のモニタリング調査の実施</li> </ul>              |
| 重点2 | 1-2-1 | 生物の生息生育環境の保全と回復       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的な自然環境の現状調査の実施</li> <li>●多様な生息・生息環境における保全、回復策の実施</li> </ul>  |
| 重点3 | 1-3-1 | 自然とのふれあいの場、機会の創出      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●森林や河川、農地などを活用した自然とふれあえる場の整備</li> <li>●自然とのふれあいの場をつなぐ散策道の整備</li> </ul>  |
| 重点4 | 2-2-3 | 再生可能エネルギーの活用促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」による補助の実施</li> <li>●大学などの研究機関や事業者との連携</li> </ul>  |
| 重点5 | 2-3-1 | 3Rの推進                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理の有料化などによる家庭系ごみの減量化</li> <li>●事業者との連携の仕組みづくり</li> <li>●建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施</li> </ul>               |
| 重点6 | 3-1-1 | パートナーシップ型組織の活動・連携の強化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●パートナーシップ型組織(事業者・市民)と行政の三者連携の仕組みづくり</li> </ul>  |
| 重点7 | 3-3-1 | 環境教育・環境学習の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施</li> <li>●自然ガイドボランティアの育成・支援の充実</li> <li>●多様な主体(大学や事業者など教育機関や研究機関)との連携による環境講座の実施</li> </ul> |

## 1. 特定地区における保護・保全活動と指定の追加 **重点 1**

### 【主な取組み】

◆既指定地区における、市民・事業者協働のもとでの保護・保全活動の実施

◆特定地区の新規指定に向けた検討

◆継続的な自然環境のモニタリング調査の実施

### 【スケジュール】

| 主な取組み                             | 令和 3 (2021) 年度 | → | 令和 12 (2030) 年度 |
|-----------------------------------|----------------|---|-----------------|
| 既指定地区における、市民・事業者協働のもとでの保護・保全活動の実施 |                |   |                 |
| 特定地区の新規指定に向けた検討                   |                |   |                 |
| 継続的な自然環境のモニタリング調査の実施              |                |   |                 |

### 【達成目標】 (案)

| 項目                | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|-----|
| 特定地区の指定面積 (新規)    |     |     |
| 特定地区の新規指定箇所数 (新規) |     |     |
|                   |     |     |

## 2. 生物の生息生育環境の保全と回復 **重点 2**

### 【主な取組み】

◆ 定期的な自然環境の現状調査の実施

◆ 多様な生息・生息環境における保全、回復策の実施

### 【スケジュール】

| 主な取組み                   | 令和 3 (2021) 年度 → 令和 12 (2030) 年度 |
|-------------------------|----------------------------------|
| 定期的な自然環境の現状調査の実施        |                                  |
| 多様な生息・生息環境における保全、回復策の実施 |                                  |

### 【達成目標】 (案)

| 項目                     | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|-----|-----|
| 地域の自然環境に対する満足度 (アンケート) |     |     |
|                        |     |     |
|                        |     |     |



### 3. 自然とのふれあいの場、機会の創出 **重点3**

#### 【主な取組み】

◆森林や河川、農地などを活用した自然とふれあえる場の整備

◆自然とのふれあいの場をつなぐ散策道の整備

#### 【スケジュール】

| 主な取組み                       | 令和3(2021)年度 → 令和12(2030)年度 |
|-----------------------------|----------------------------|
| 森林や河川、農地などを活用した自然とふれあえる場の整備 |                            |
| 自然とのふれあいの場をつなぐ散策道の整備        |                            |

#### 【達成目標】 (案)

| 項目                        | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-----|-----|
| 自然散策道の整備延長(新規)            |     |     |
| 耕作放棄地を活用した体験農園や市民菜園の数(新規) |     |     |
|                           |     |     |

#### 4. 再生可能エネルギーの活用促進 **重点4**

##### 【主な取組み】

◆「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」による補助の実施

◆大学などの研究機関や事業者との連携（研究開発など）

##### 【スケジュール】

| 主な取組み                        | 令和3(2021)年度 → 令和12(2030)年度 |
|------------------------------|----------------------------|
| 「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」による補助の実施 |                            |
| 大学などの研究機関や事業者との連携            |                            |

##### 【達成目標】（案）

| 項目                            | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------------|-----|-----|
| 「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の補助件数（新規） |     |     |
|                               |     |     |
|                               |     |     |

## 5. 3Rの推進 **重点5**

### 【主な取組み】

◆ごみ処理の有料化などによる家庭系ごみの減量化

◆事業者との連携の仕組みづくり

◆建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施

### 【スケジュール】

| 主な取組み                           | 令和3(2021)年度 → 令和12(2030)年度 |
|---------------------------------|----------------------------|
| ごみ処理の有料化などによる家庭系ごみの減量化          |                            |
| 事業者との連携の仕組みづくり                  |                            |
| 建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施 |                            |

### 【達成目標】 (案)

| 項目              | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|-----|-----|
| 市民一人一日あたりのごみの量  |     |     |
| 家庭から回収される資源物の割合 |     |     |
|                 |     |     |

## 6. パートナーシップ型組織の活動・連携の強化 **重点6**

### 【主な取組み】

- ◆パートナーシップ型組織（事業者・市民）と行政の三者連携の仕組みづくり

### 【スケジュール】

| 主な取り組み                             | 令和3(2021)年度 → 令和12(2030)年度 |
|------------------------------------|----------------------------|
| パートナーシップ型組織（事業者・市民）と行政の三者連携の仕組みづくり |                            |

### 【達成目標】（案）

| 項目                         | 現状値 | 目標値 |
|----------------------------|-----|-----|
| パートナーシップ型組織に参加している市民・事業者の数 |     |     |
|                            |     |     |
|                            |     |     |

## 7. 環境教育・環境学習の推進 **重点7**

### 【主な取組み】

◆「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施

◆自然ガイドボランティアの育成・支援の充実

◆多様な主体（大学や事業者など教育機関や研究機関）との連携による環境講座の実施

### 【スケジュール】

| 主な取組み                                  | 令和3(2021)年度 | → | 令和12(2030)年度 |
|--|-------------|---|--------------|
| 「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施                |             |   |              |
| 自然ガイドボランティアの育成・支援の充実                   |             |   |              |
| 多様な主体（大学や事業者など教育機関や研究機関）との連携による環境講座の実施 |             |   |              |

### 【達成目標】（案）

| 項目               | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-----|-----|
| せと環境塾で実施している講座の数 |     |     |
| 自然ガイドボランティアの登録者数 |     |     |
|                  |     |     |

# 第6章. 計画の推進に向けて

## 1. 計画の推進体制

今後、計画の推進や進行管理を行う上では、市民・事業者・行政などの各主体が連携し、役割分担をして進めていく必要があります。そのため、各主体が連携して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

### (1) 環境審議会

市長の諮問を受けて、環境基本計画の策定・変更や、環境に関する基本的事項、重要事項の調査・審議を行う機関です。

環境に関する基本的事項については、必要に応じて、市長への積極的な提言も行います。

### (2) パートナーシップ型組織

市民、事業者と行政の協働の取り組みを推進する組織です。

市民や事業者の自主的・自発的な取り組みを、行政がパートナーとして支援することで、重点環境施策を含む各種施策の推進力としての役割を担っています。

### (3) 庁内の推進組織

市長の指揮のもと、本計画に沿った各種施策を実施します。

政策会議などの庁議を通して全庁的な連携を図りながら、計画理念の実現を目指します。



推進体制図

## 2. 計画の進行管理

計画の進行管理として、次のようなPDCAサイクルによって、計画理念の実現に向けた継続的な取り組みを行っていきます。

### (1) 計画 (Plan)

計画の策定や見直しによって、計画理念を実現するための行動目標などを設定します。計画の策定や見直しについては、市民・事業者の参画を図りつつ、環境審議会での審議を中心とします。

### (2) 実行 (Do)

計画に基づいて、市民・事業者・行政が具体的な取り組みを実施します。取り組みを実施する際には、各主体個々の取り組みに加え、地域やパートナーシップ型組織との協働による取り組みを進めます。

### (3) 評価 (Check)

計画理念が実現に向かっているかを基本方針ごとに評価します。特に重点環境施策について、スケジュールや達成目標に基づいた進捗管理を行います。

### (4) 見直し (Action)

評価の結果に基づき、施策の実施方法などを見直すほか、重点環境施策の見直しや新たな取り組みを検討します。



P D C A 模式図

■第3次瀬戸市環境基本計画策定スケジュール(案)

資料3

|       |                 | 令和元年度 |   |    |    |    |   |   |   |   | 令和2年度 |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|-------|-----------------|-------|---|----|----|----|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
|       |                 | 8     | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5     | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 令和元年度 | 市民・事業者アンケート     | ■     |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 調査票作成           | ■     | ■ |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 発送準備等           |       |   | ■  |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 配付・回収           |       |   | ■  | ■  |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 集計・分析           |       |   |    | ■  | ■  | ■ |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 現況整理            |       |   |    | ■  |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 上位関連計画、環境情勢等の整理 |       |   |    | ■  | ■  | ■ | ■ |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 市の現状整理(指標確認)    |       |   |    |    | ■  | ■ | ■ | ■ |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 改定ポイントの作成       |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   | ■ |
| 令和2年度 | 計画策定            |       |   |    |    |    |   |   |   |   | ■     |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 計画の基本的な事項       |       |   |    |    |    |   |   |   | ■ |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 環境の現状と課題        |       |   |    |    |    |   |   |   | ■ | ■     | ■ |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 基本方針と施策の展開      |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   | ■ | ■ |   |    |    |    |   |   |   |
|       | リーディングプロジェクト    |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   | ■ | ■ |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 計画の推進体制         |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   | ■ |   |    |    |    |   |   |   |
|       | 計画書(案)の作成       |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   | ■ | ■  | ■  |    |   |   |   |
|       | パブリックコメント       |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    | ■ |   |   |
|       | 計画書・概要版の作成      |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   | ■ | ■ |
|       | 印刷製本            |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   |   |    |    |    |   |   | ■ |
|       | 環境審議会・事前協議      |       |   |    |    |    |   |   |   |   |       |   |   |   | ● |    | ●  |    | ● |   | ● |